

平成五年總理府令第九号

		絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成五年政令第十七号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則を次のように定める。	
第一章 個体等の取扱いに関する規制等（第一条）		第一条 個体等の取扱いに関する規制等（第一条）	
第二章 生息地等の保護に関する規制（第二条）		第二章 生息地等の保護に関する規制（第二条）	
第三章 保護増殖事業（第三十三条—第三十五条）		第三章 保護増殖事業（第三十三条—第三十五条）	
第四章 認定希少種保全動植物園等（第三十六条）		第四章 認定希少種保全動植物園等（第三十六条）	
第五章 雜則（第四十八条—第五十六条）		第五章 雜則（第四十八条—第五十六条）	

		科（法第二条第三項の環境省令で定める施設）	
第一条の三 法第二条第三項の環境省令で定める施設は、昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）とする。（提案の募集）		第一条の三 法第二条第三項の環境省令で定める施設は、昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）とする。（提案の募集）	
第二条の四 法第六条第五項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。（捕獲等の禁止の適用除外）		第二条の四 法第六条第五項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。（捕獲等の禁止の適用除外）	
第一条の五 法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。		第一条の五 法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。	
第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。		第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。	

		四 定に基づく処分による義務の履行として行う行為であつて急を要するもの	
口 非常災害に対する必要な応急措置としての行為		口 非常災害に対する必要な応急措置としての行為	
個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。		個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。	
イ 森林の保護管理のための標識（巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること）。		イ 森林の保護管理のための標識（巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること）。	
ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する措置（昭和四十五年法律第百三十六号）第十三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。		ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する措置（昭和四十五年法律第百三十六号）第十三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。	
ハ 渔港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号第十一条第一項に規定する測量標又は水路測量法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。		ハ 渔港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号第十一条第一項に規定する測量標又は水路測量法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。	
二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）においては環境大臣に通知したもの）に限る。）		二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）においては環境大臣に通知したもの）に限る。）	

		リ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。	
チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。		チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。	
ト 道路を設置し、又は管理すること。		ト 道路を設置し、又は管理すること。	
ナ 信號機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。		ナ 信號機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。	
ス 消防又は水防の用に供する望樓又は警鐘台を設置すること。		ス 消防又は水防の用に供する望樓又は警鐘台を設置すること。	
ナ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。		ナ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。	
ヌ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。		ヌ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。	

ラ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
 ム 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのために必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行なう者が行う保安の確保のために必要な行為

ウ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第一百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等の保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

ヰ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、第十一条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業を行うこと。

ノ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

オ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第四十四条において準用する場合を含む。）

第二条 法第十条第一項の環境省令で定める目的は、教育の目的、国内希少野生動植物種等の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他国内希少野生動植物種等の保存に資すると認められる目的とする。

第三条 法第十条第二項の規定による許可の申請（第三項に規定する許可の申請を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 二 特定国内種事業の届出年月日及び届出先の氏名及び主たる事業）
 三 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項（捕獲等の許可の申請等）
 四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況
 五 捕獲等の方法
 六 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）
 七 捕獲等をしようとする期間
 八 捕獲等をする個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経験

九 繁殖方法及び繁殖計画

四 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 二 繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 四 法第十条第五項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。

五 法第十条第六項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業
 二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
 三 捕獲等に従事する者の住所、氏名及び職業

六 法第十条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日

一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 二 特定国内種事業の届出年月日及び届出先の氏名及び主たる事業）
 三 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項（捕獲等の許可の申請等）
 四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況
 五 捕獲等の方法
 六 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）
 七 捕獲等をしようとする期間
 八 捕獲等をする個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経験

九 繁殖方法及び繁殖計画

四 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 二 繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 四 法第十条第五項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。

五 法第十条第六項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業
 二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
 三 捕獲等に従事する者の住所、氏名及び職業

六 法第十条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日

一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 二 特定国内種事業の届出年月日及び届出先の氏名及び主たる事業）
 三 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項（捕獲等の許可の申請等）
 四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況
 五 捕獲等の方法
 六 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）
 七 捕獲等をしようとする期間
 八 捕獲等をする個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 九 繁殖方法及び繁殖計画

四 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 二 繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 四 法第十条第五項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。

五 法第十条第六項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業
 二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
 三 捕獲等に従事する者の住所、氏名及び職業

六 法第十条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日

六	次に掲げる行為に伴つて譲渡し等をする場合
イ	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により指定された土地の管理を行ひ、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。
ロ	海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
ハ	地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
二	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。
ホ	森林法第四十三条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。
ト	文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要な形民俗文化財の指定、同法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
チ	第一条の五第四号ウに掲げる行為
七	個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の譲渡し等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うものと。
イ	砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
ロ	河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第一項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
ハ	雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著

二	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）を設置し、又は管理すること。
ホ	木下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）を設置し、又は管理すること。
ト	へ道路を設置し、又は管理すること。
一	法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
二	獣医師法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第二百二十条第一項の規定による指示に従つて採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合。
一	大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合
二	文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要な形民俗文化財の指定、同法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
三	文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要な形民俗文化財、同法第九十二条第一項の規定により認定された埋蔵文化財、同法第一百九条第一項の規定により認定された重要な形民俗文化財、同法第一百十条の規定により認定された埋蔵文化財を調査すること。
四	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（第三項において「指定施設」という。）が、当該施設において「指定施設」という。が、当該施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合
五	土地の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りに伴い当該土地に生育している個体の譲渡し等をする場合
六	非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合

八	次に掲げる国際希少野生動植物種の個体でして土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
イ	Ursus thibetanus（ヒグマ）
ロ	Ursus arctos（ヒグマ）
ハ	次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第二百二十条第一項の規定による指示に従つて採捕された個体又はこれらから繁殖させたものの譲渡し等をする場合。
イ	Balaena mysticetus（ホッキョククジラ）
ロ	Eubalaena 属（セミクジラ属）全種
ハ	Balaenoptera musculus（シロナガスクジラ）
二	Megaptera novaeangliae（ザトウクジラ）
ホ	Eschrichtius robustus（ロククジラ）
ト	Caperea marginata（ヒヤマクジラ）
トリ	Neophocaena asiaeorientalis（スマメラ）
チ	Berardius arnuxii（ナウチクジラ）
リ	Hyperoodon 属（ヘンクリクジラ属）全種
ヌ	令別表第一の表一の第一の三のホの(2)又は(3)に掲げる種
チ	Brythraura goldieae（ヒキンチョウ）
リ	Neochmia ruficauda ruficauda（ネオチャム・ルツカウダ・ルツカウダ）
ハ	Polytelis alexandrae（テンニヨイン）
二	Polytelis anthopeplus monachoides（ボリオナリス・トヘルペアルス・モナルハイドス）
ホ	Polytelis swainsonii（ミカヅキインコ）
ト	Chinchilla 属（チンチラ属）全種

九	次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて繁殖させたものの譲渡し等をする場合
チ	Rythrura goldieae（ヒキンチョウ）
リ	(2)又は(3)に掲げる種
ヌ	令別表第一の表一の第一の三のホの(2)又は(3)に掲げる種
チ	Brythraura goldieae（ヒキンチョウ）
リ	Neochmia ruficauda ruficauda（ネオチャム・ルツカウダ・ルツカウダ）
ハ	Polytelis alexandrae（テンニヨイン）
二	Polytelis anthopeplus monachoides（ボリオナリス・トヘルペアルス・モナルハイドス）
ホ	Polytelis swainsonii（ミカヅキインコ）
ト	Chinchilla 属（チンチラ属）全種

五 個体の場合に限る。)	五 謙渡し等をする際の輸送方法 (生きている場合に限る。)
六 謙渡し等をする予定時期	六 謙渡し又は引渡しをしようとする者にあつては、当該謙渡し又は引渡しをする個体等を取得した経緯
七 謙渡し又は引渡しをしようとする者であつて当該謙受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする者であつて当該謙受け又は引取りをした経緯	八 謙受け又は引取りをしようとする者であつて当該謙受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに定める書類を添付しなければならない。
八 謙受け又は引取りをしようとする者であつて当該個体を栽培しようとするものにあつては、当該個体を飼養栽培しようとする者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経験	九 輸出した個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造にあつては、その場所の所在地、飼養栽培
九 輸出しようとする個体等を取得した経緯	十 輸出の目的を達成した後の個体等の取扱い
一〇 前項の申請書には、次の各号のいずれかに該当する書類を添付しなければならない。	一一 前号に掲げる書類を添付し難い場合には、当該個体等を適法に取得したことを証する書類
一一 法第十一条第五項若しくは第七項の規定により交付を受けた許可証の写し又は法第十三条第一項の許可を受けたことを証する書類	一二 前号に掲げる書類を添付し難い場合には、当該個体等を適法に取得したことを証する書類
一二 法第十一条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。	二〇 輸出しようとする個体等を取得した経緯
二一 希少野生動植物種の個体の謙受け又は引取りをしようとする者であつて当該個体を飼養栽培しようとするものであつて次に掲げるものの写真	二一 前号に掲げる書類を添付し難い場合には、当該個体等を適法に取得したことを証する書類
二二 希少野生動植物種の個体等の謙渡し又は引渡しをしようとする者	二二 前号に掲げる書類を添付し難い場合には、当該個体等を適法に取得したことを証する書類

三 申請者の住所、氏名及び職業 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業の区分)	三 申請者の住所、氏名及び職業 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業の区分)
四 輸出の目的	四 輸出の目的
五 仕向地	五 仕向地
六 輸送の方法 (生きている個体の場合に限る。)	六 輸送の方法 (生きている個体の場合に限る。)

一 令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等 当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等 当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。
二 前号に掲げる書類を添付しなければならない。	二 前号に掲げる書類を添付しなければならない。
三 令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体又は加工品 令別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、当該個体、器官又は加工品を本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類	三 令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品 輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四号)第四条第一項の規定による輸入の承認を受けたことを証する書類であつて通関を証するものの写し
四 令第八条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第二百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通關の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であつて、通關を証するものの写し	四 令第八条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第二百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通關の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であつて、通關を証するものの写し
五 第一号から第四号までに掲げる個体であつて既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの(当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての謙受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされたものに限る) 当該個体に係る	五 第一号から第四号までに掲げる個体であつて既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの(当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての謙受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされたものに限る) 当該個体に係る

一 令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等 当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等 当該個体を繁殖させた場所及び経緯を記載した書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。
二 前号に掲げる書類を添付しなければならない。	二 前号に掲げる書類を添付しなければならない。
三 令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体又は加工品 令別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、当該個体、器官又は加工品を本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類	三 令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品 輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四号)第四条第一項の規定による輸入の承認を受けたことを証する書類であつて通關を証するものの写し
四 令第八条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第二百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通關の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であつて、通關を証するものの写し	四 令第八条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し、同法第二百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通關の証明書の写し又は条約に基づき輸出国の政府機関が発給した輸出許可書若しくは再輸出証明書であつて、通關を証するものの写し
五 第一号から第四号までに掲げる個体であつて既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの(当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての謙受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされたものに限る) 当該個体に係る	五 第一号から第四号までに掲げる個体であつて既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの(当該登録を受けた時からその有効期間が満了する時までの間にされた当該個体に係る全ての謙受け又は引取りに係る法第二十一条第五項の規定による届出がされたものに限る) 当該個体に係る

ツ Trichechus senegalensis (アフリカマナティー)	ロ 個体の器官又は個体の器官の加工品にあつては、その名称
一 令別表第一の表二の第一の二の種名の欄に掲げる種 (次に掲げるものを除く。)	ハ 個体の加工品にあつては、剥製又はその他の個体の加工品の別
二 令別表第二の表二の第一の二の種名の欄に掲げる種 (次に掲げるものを除く。)	イ Ceratophora erdeleni (ケラトフォラ・エルデレン)
三 ハルボン (II)	ロ Ceratophora karu (ケラトフォラ・カル)
四 Andrias 属 (オオサンショウウオ属) 全種	ル)
法第十一条第一項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとす。	ハ Ceratophora tennentii (ケラトフォラ・テンネット)
一 登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項	ヲ Cophotis ceylanica (セイロンオマキキノボリニアガ)
イ 個体にあつては、生きている個体、卵又はその他の個体の別	ホ Cophotis dumbara (ロフオティス・ドゥンバ)
二 登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項	ベ Abronia anzuetoii (アンズエトキノボリニアガ)
三 その他の個体の別	ト Abronia campbelli (キヤンベルキノボリニアガ)
四 個体の加工品にあつては、剥製又はその他	チ Abronia fimbriata (フサキノボリアリガータートカゲ)
五 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、様式第四のとおりとする。	ヌ Abronia meleodona (メレドナキノボリアリガータートカゲ)
六 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	ワ Chennaspis psychadelica (ケンスカクマアリガーターームカゲ)
七 法第二十条第六項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に(個体等登録機関が個体等登録関係事務を行なうときは現にある個体等登録機関)提出して行うものとする。	ヲ Gonatodes daudini (ダウティンイロワケヤギ)
八 法第二十条第十項(法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真(第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体に個体識別措置が講じられている)及び証明書(第三項各号に掲げる種の生きている個体に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては、獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等登録機関が個体等登録関係事務を行なう場合は、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関が、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関に提出して行うものとする。	ハ Lygodactylus williamsi (アオマルメノオ)
九 法第二十条第九項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票、当該個体等の写真(第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認する)ができる写真(当該個体に個体識別措置が講じられている)と確認できるもの(第三項各号に掲げる種の生きている個体に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては、獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号を記載した申請書と、脚環である場合にあっては、当該脚環の識別番号とする)を添えて、これを環境大臣に(個体等登録機関が個体等登録関係事務を行なう場合は、現にある個体等登録機関)提出して行うものとする。	タ Tilqua adelaidensis (アーレニアヤヤニ)
一 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項	レ Kinosternon vogti (キノステルノン・ガオクテイ)
二 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ヨ Gallotia simonyi (イエロオオカナヘ)
三 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	タ Tiliqua adelaidensis (アーレニアヤヤニ)
四 Andrias 属 (オオサンショウウオ属) 全種	オジタルカガ)
法第十一条第一項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとす。	レ Kinosternon vogti (キノステルノン・ガオクテイ)
一 登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項	ハ Andrias 属 (オオサンショウウオ属) 全種
二 变更後に個体の加工品である場合にあつては、変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分	イ 登録記号番号
三 变更後に個体の加工品である場合にあつては、変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分	ロ 变更後の個体の器官識別措置及び個体の加工品の区分
四 变更後に個体の加工品である場合にあつては、変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分	ハ 变更の理由
五 变更後に個体の加工品である場合にあつては、変更後の個体の器官識別措置及び個体の加工品の区分	イ 登録記号番号
六 变更後に個体の加工品である場合にあつては、変更後の個体の器官識別措置及び個体の加工品の区分	ロ 主な特徴

一 登録の対象となる要件	ハ 個体の加工品にあつては、剥製又はその他の個体の加工品の別
二 個体等の管理者が所有者と異なる場合にあつては、当該個体等の管理者の氏名及び住所	ヘ 前項各号に掲げる種の生きている個体にあつては、当該個体に講じた個体識別措置に係る番号
三 その他の個体の別	ホ 所在地
四 個体の加工品の別	二 主な特徴
五 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、様式第四のとおりとする。	ハ 個体の加工品にあつては、剥製又はその他の個体の加工品の別
六 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	ル)
七 法第二十条第六項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に(個体等登録機関が個体等登録関係事務を行なう場合は、現にある個体等登録機関)提出して行うものとする。	ハ 登録記号番号
八 法第二十条第十項(法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真(第三項各号に掲げる種の生きている個体に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては、獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号を記載した申請書と、脚環である場合にあっては、当該脚環の識別番号とする)を添えて、これを環境大臣に(個体等登録機関が個体等登録関係事務を行なう場合は、現にある個体等登録機関)提出して行うものとする。	ロ 登録票の書換の内容
九 法第二十条第九項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票、当該個体等の写真(第三項各号に掲げる種の生きている個体に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては、獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号を記載した申請書と、脚環である場合にあっては、当該脚環の識別番号とする)を添えて、これを環境大臣に(個体等登録機関が個体等登録関係事務を行なう場合は、現にある個体等登録機関)提出して行うものとする。	ハ 登録票の書換の内容

一 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項	ハ 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
二 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	イ 登録記号番号
三 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	ロ 登録記号番号
四 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	ハ 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
五 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	イ 登録記号番号

一 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項	ハ 個体の加工品にあつては、剥製又はその他の個体の加工品の別
二 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	イ 登録記号番号
三 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	ロ 登録記号番号
四 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	ハ 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
五 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	イ 登録記号番号

本 第一条の二 個体の器官又は個体の器官の加工品にあつては、その名称
へ 第三項各号に掲げる種の生きている個体
にあつては、個体識別措置及び個体識別

番号 亡失し、又は滅失した登録票の交付年月日
四 登録票を亡失し、又は登録票が滅失した事情
法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあつては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（登録の更新に係る個体等）

第十二条の三 法第二十条の二第一項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（個体等の登録の有効期間）

第十二条の四 法第二十条の二第一項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（個体等の登録の更新）

第十二条の五 法第二十条の二第一項の規定によ

る個体等の登録の更新の申請は、当該更新を受けようとする個体に係る登録の有効期間の満了日以前六月以内に、法第二十条の二第二項において準用する法第二十条第二項の申請書に、当該個体に係る登録票、当該個体の写真（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあつては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）及び証明書（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあつては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあつては当該脚環の識別番号に係る証明書）を提出して行うものとする。

一 変更が生じた事項に係る次に掲げる事項
イ 変更後の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

ロ 変更が生じた年月日

二 登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ 登録記号番号

ハ 個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

ニ 個体の加工品にあっては、剝製又はその他個体の加工品の別

ト 個体の器官又は個体の器官の加工品にあつては、その名称

ハ 第十二条第三項各号に掲げる種の生きてい

る個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

ニ 第十二条第三項各号に掲げる種の生きてい

る個体に係る個体識別番号（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ト 第十二条第三項各号に掲げる種の生きてい

る個体に係る個体識別番号（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ニ 第十二条第三項各号に掲げる種の生きてい

る個体に係る個体識別番号（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ト 第十二条第三項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあつては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
四 登録票を亡失し、又は登録票が滅失した事情
法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあつては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされ合に限り、当該申請書に記載した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十四条の二第二項第二号において同じ。）を提出することにより行うことができる。

（氏名等の変更の届出）

第十二条の二 法第二十条第十一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあつては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関）提出する。希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関が個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関が個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

（届出の表示事項）

第十二条の三 法第二十二条第三項の規定により返納に係る登録票に消印をする場合には、当該登録票の見えやすい位置に穴を開けるものとする。（前項第一号括弧書に規定する事由がある場合に限る。）

三 前二号に掲げる事由が生じた後、当該個体に個体識別措置を講じた場合（法第二十条第七項の規定により変更登録を受けた場合を除く。）

二 個体から個体識別措置を取り外した場合

一 個体識別措置が破損又は脱落（前項第一号括弧書に規定する事由がある場合に限る。）

三 前二号に掲げる事由が生じた後、当該個体に個体識別措置を講じた場合（法第二十条第七項の規定により変更登録を受けた場合を除く。）

二 個体識別措置を取扱うものとする。（機関登録の申請等）

三 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 個体等登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 個体等登録関係事務を開始しようとする年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請者が法第二十三条第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

(管理地区の指定又はその変更の公告)	
第二十二条 第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区内における行為の許可の申請」(管理地区内における行為の許可の申請)	
第二十三条 法第三十七条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。	
一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
二 行為の種類	
三 行為の目的	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法(指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方針を含む)。次項において同じ。)	
七 行為の着手及び完了の予定期	
八 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	
一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図	
二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真(管理地区内における許可を要しない行為)	
三 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(管理地区内における許可を要しない行為)	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法(指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方針を含む)。次項において同じ。)	
七 行為の着手及び完了の予定期	
八 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	
一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図	
二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真(管理地区内における許可を要しない行為)	
三 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(管理地区内における許可を要しない行為)	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法(指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方針を含む)。次項において同じ。)	
七 行為の着手及び完了の予定期	
八 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	
一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図	
二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真(管理地区内における許可を要しない行為)	
三 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(管理地区内における許可を要しない行為)	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法(指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方針を含む)。次項において同じ。)	
七 行為の着手及び完了の予定期	
八 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	
一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図	
二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真(管理地区内における許可を要しない行為)	
三 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図(管理地区内における許可を要しない行為)	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法(指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方針を含む)。次項において同じ。)	
七 行為の着手及び完了の予定期	
八 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	

(管理地区の指定又はその変更の公告)	
第二十二条 第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区内における行為の許可の申請」(管理地区内における行為の許可の申請)	
第二十三条 法第三十七条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。	
一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
二 行為の種類	
三 行為の目的	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法	
七 行為の完了の日又は予定期	
八 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	

(管理地区の指定又はその変更の公告)	
第二十二条 第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区内における行為の許可の申請」(管理地区内における行為の許可の申請)	
第二十三条 法第三十七条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。	
一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
二 行為の種類	
三 行為の目的	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法	
七 行為の完了の日又は予定期	
八 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	

(管理地区の指定又はその変更の公告)	
第二十二条 第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区内における行為の許可の申請」(管理地区内における行為の許可の申請)	
第二十三条 法第三十七条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。	
一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
二 行為の種類	
三 行為の目的	
四 行為の場所	
五 行為地及びその付近の状況	
六 行為の施工方法	
七 行為の完了の日又は予定期	
八 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。	

ヤ	送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
マ	送水管を農地に埋設すること。
ケ	社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
社	墓地に於ける工事敷地内において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
テ	その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
エ	農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る）。
コ	宅地の擁壁又は排水施設その他の宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
フ	消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台
その他	これらに類するものを改築し、又は増築すること。
二	建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
三	鉱物を探掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ	建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
ロ	鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試験を行なうこと。
ハ	露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
ニ	地質の調査のためにボーリングを行うこと。
ホ	環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
ヘ	水又は温泉を湧出させるために掘削を行なうこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る）。
ト	大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学にあつては環境大臣に通知したもの）に限る）。
四	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
五	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすことであつて次に掲げるもの
イ	建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
ロ	田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
干場	旗ざおその他のこれに類するもの
(1)	空中線系（その支持物を含む）その他のこれに類するもの
(2)	当該建築物の高さを超えない高さの物
(3)	門、塀、給水設備又は消火設備
(4)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備
(5)	地下に設ける工作物（建築物を除く。）
(6)	高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
(7)	法第三十七条第四項の規定による許可を受けた行為（法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行なうための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ト	航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
イ	建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
ロ	鉱業法第三条に規定する海岸保全区域に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第一項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設（公立の大学にあつては環境大臣に通知したもの）に限る）。
ト	大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学にあつては環境大臣に通知したもの）に限る）。
四	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
五	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすことであつて次に掲げるもの
イ	建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
ロ	田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
六	他これに類するもの
(1)	空中線系（その支持物を含む）その他のこれに類するもの
(2)	当該建築物の高さを超えない高さの物
(3)	門、塀、給水設備又は消火設備
(4)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備
(5)	地下に設ける工作物（建築物を除く。）
(6)	高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
(7)	法第三十七条第四項の規定による許可を受けた行為（法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行なうための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ト	航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
イ	建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
ロ	鉱業法第三条に規定する海岸保全区域に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第一項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設（公立の大学にあつては環境大臣に通知したもの）に限る）。
ト	大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学にあつては環境大臣に通知したもの）に限る）。
四	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
五	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすことであつて次に掲げるもの
イ	建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
ロ	田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
六	他これに類するもの
(1)	空中線系（その支持物を含む）その他のこれに類するもの
(2)	当該建築物の高さを超えない高さの物
(3)	門、塀、給水設備又は消火設備
(4)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備
(5)	地下に設ける工作物（建築物を除く。）
(6)	高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
(7)	法第三十七条第四項の規定による許可を受けた行為（法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行なうための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

九	港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。
八	野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすることであつて次に掲げるもの又は幅員二メートル以下の水路を除く。又は幅員が二メートルを超えること。
七	イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
六	ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。
五	ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。
四	二 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。
三	十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
二	イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（法第三十七条第四項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）
一	ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（法第三十七条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（法第三十七条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）

九	メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
八	(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築のとなる場合における改築又は増築を行なむ。）。
七	(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
六	(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
五	(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
四	(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
三	ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地上において試験研究として行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）
二	ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）
一	チ 文化財保護法第二十七條第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要な形民文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

九	メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
八	(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築のとなる場合における改築又は増築を行なむ。）。
七	(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
六	(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
五	(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
四	(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
三	ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地上において試験研究として行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）
二	ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）
一	チ 文化財保護法第二十七條第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要な形民文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

九	メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
八	(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築のとなる場合における改築又は増築を行なむ。）。
七	(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
六	(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
五	(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
四	(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。
三	ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地上において試験研究として行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）
二	ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）
一	チ 文化財保護法第二十七條第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要な形民文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

前項の届出書には、第二十三条第二項各号に掲げる図面を添付しなければならない。
(監視地区内における届出を要しない行為)

第三十条 法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるものとされる。

イ 第二十五条第一号イから工まで(ト、ヤ及びマを除く。)に掲げる行為

ロ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築後又は増築において(1)から(3)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(1) 床面積の合計二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積二百平方メートル(海域にあっては百平方メートル)以下の工作物(建築物を除く。)

(2) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ三十メートル以下のもの

(3) 高さ二十メートル以下のダム

ハ 渔港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る)、生息地等保護区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第三十九条第一項の規定による届出をして設置されたもの(法第五十四条の規定による通知に係るもの)を含む。)を改築し、又は増築すること。

二 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

ホ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

ヘ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を改築し、又は増築すること。

条第一項に規定する委託業務を行う施設を含む。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

チ 工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

リ 法第三十九条第一項の規定による届出(法第五十四条第三項の規定による通知を含む。)を了した行為(法第三十九条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したものに限る。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるものとされる。

ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 観光地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区的区域内の河川、湖沼等の水位又は及ぼさせること。

オ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区的区域内の河川、湖沼等の水位又は及ぼさせること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるものとされる。

ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 観光地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区的区域内の河川、湖沼等の水位又は及ぼさせること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるものとされる。

ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 観光地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区的区域内の河川、湖沼等の水位又は及ぼさせること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるものとされる。

ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

イ 第二十五条第三号ロからホまでに掲げる行為

ロ 水又は温泉を湧出させるために土石を探取すること。

イ 第二十五条第三号ホからヘまでに掲げる行為

こと。

ホ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル(海底にあっては百平方メートル)を超えて、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。

二 土地を開墾すること(農業を営む者が、その經營に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として經營すること)。

チ 土地を造成すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てる行為)。

リ 土地を造成すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てる行為)。

二 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が二百平方メートル(海面にあっては百平方メートル)を超えないもの。

イ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるものとされる。

オ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が二百平方メートル(海面にあっては百平方メートル)を超えないもの。

イ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

こと。

ホ 当該行為の災害を防止するためのダムを新築すること。

二 宅地を造成すること。

二 土地を開墾すること(農業を営む者が、その經營に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として經營すること)。

二 土地を開墾すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てる行為)。

こと。

第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した場合（法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定又は同条第三項の規定による変更の届出をする場合を除く。）にあってはその内容その他必要な事項とする。

2 法第四十八条の七の規定による報告は、少なくとも毎年度一回行わなければならない。

第三章 第四十九条 削除
第四十条 削除
第五章 雜則

（希少野生動植物種保存推進員が行う個体に関する調査）

第四十一条 法第五十一条第四項の環境省令で定める調査は、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる調査であつて、あらかじめ、環境大臣に届け出たものとする。

2 前項の規定による届出は、届出者の住所、氏名及び職業並びに第三条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行つものとする。

3 第三条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。（国等に関する協議の適用除外等）

第五十条 法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの（国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）口傷病その他の理由により緊急に保護をする個体の捕獲等をする場合）

ハ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかることが確認された個体の捕獲等をする場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

二 傷病により緊急に保護を要するため、傷病をした個体（動物に限る）であつて、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができず、かつ、法第十条第一項の目的で飼養をすることができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

本場合 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合

- (1) 第五条第一項第六号イからチまでに掲げる行為（チに掲げる行為にあっては、あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）
- (2) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務、水路業務その他これらに類する業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、（ウを除く。）に掲げる行為
- (3) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (5) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行つたために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）
- (6) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- ト 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為
- 二 法第三十七条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの
- (1) 下水道を改築し、又は増築する場合
- (2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
- (3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
- 口 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合
- 本場合 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

- (1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。）
- (2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築する場合
- ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病害虫等（それらの卵を含む。）の捕獲等をすること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。
- 口 第五十三条第六条第一項の規定による立ち入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷する行為
- 二 第五条第一項第六号ト又はチに掲げる行為
- ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病害虫等（それらの卵を含む。）の捕獲等をすること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。
- 本 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
- 二 第五条第一項第六号ト又はチに掲げる行為

- ハ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。
- 二 第五条第一項第六号ト又はチに掲げる行為
- ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病害虫等（それらの卵を含む。）の捕獲等をすること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。
- 本 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
- 二 第五条第一項第六号ト又はチに掲げる行為

ト　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第一項に規定する自衛隊の任務として行う行為チ　警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為リ　イからチまでに掲げる行為に付帯する行為法第五十四条第三項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第二号イ（1）から（3）までに掲げるもの

二　前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合イ　砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊場所ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ハ　都市公園等を設置し、又は管理する場合都市計画法第十八条第三項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。

二　文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要な形民俗文化財の指定、同法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による重要な形民俗文化財の指定、同法第一百九条第一項の規定による史跡又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査する場合亦　警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

二　前項の届出書には、譲受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴

三　譲受け又は引取りをした年月日五　届出者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

四　譲受け又は引取りをした个体を飼養栽培しようとする場合にあつては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴

二　前項の届出書には、譲受け又は引取りをした書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

三　第一項に該当するものほか、法第十条第二项若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

四　第一項に該当するものほか、法第十条第二项若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

五　法第三十九条第一項から第五項までに規定する権限

十六　法第四十条第一項及び第二項に規定する権限

十七　法第四十一条第一項及び第二項に規定する権限

十八　法第四十二条第一項及び第二項に規定する権限

十九　法第四十七条第四項に規定する権限

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する

三　前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

四　前項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

五　第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは「第一条の五第四号の規定による届出については、当該捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。（傷病個体等の譲受け等の届出）

六　第五条第三項の規定による届出（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二　譲受け又は引取りをした個体に係る次に掲げる事項

イ　種名

ロ　生きている個体又は卵の区分

ハ　数量

七　法第三十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

八　法第三十三条第一項（同条第二項及び法第三十三条の十二に規定する権限

九　法第三十五条に規定する権限

十　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十一　法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

十二　法第三十五条に規定する権限

十三　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十四　法第三十八条第四項第三号に規定する権限

十五　法第三十九条第一項から第五項までに規定する権限

十六　法第四十条第一項及び第二項に規定する権限

十七　法第四十一条第一項及び第二項に規定する権限

十八　法第四十二条第一項及び第二項に規定する権限

十九　法第四十七条第四項に規定する権限

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する

三　前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

四　前項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

五　第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは「第一条の五第四号の規定による届出については、当該捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。（傷病個体等の譲受け等の届出）

六　第五条第三項の規定による届出（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二　譲受け又は引取りをした個体に係る次に掲げる事項

イ　種名

ロ　生きている個体又は卵の区分

ハ　数量

七　法第三十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

八　法第三十三条第一項（同条第二項及び法第三十三条の十二に規定する権限

九　法第三十五条に規定する権限

十　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十一　法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

十二　法第三十五条に規定する権限

十三　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十四　法第三十八条第四項第三号に規定する権限

十五　法第三十九条第一項から第五項までに規定する権限

十六　法第四十条第一項及び第二項に規定する権限

十七　法第四十一条第一項及び第二項に規定する権限

十八　法第四十二条第一項及び第二項に規定する権限

十九　法第四十七条第四項に規定する権限

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する

三　前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

四　前項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

五　第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは「第一条の五第四号の規定による届出については、当該捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。（傷病個体等の譲受け等の届出）

六　第五条第三項の規定による届出（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二　譲受け又は引取りをした個体に係る次に掲げる事項

イ　種名

ロ　生きている個体又は卵の区分

ハ　数量

七　法第三十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

八　法第三十三条第一項（同条第二項及び法第三十三条の十二に規定する権限

九　法第三十五条に規定する権限

十　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十一　法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

十二　法第三十五条に規定する権限

十三　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十四　法第三十八条第四項第三号に規定する権限

十五　法第三十九条第一項から第五項までに規定する権限

十六　法第四十条第一項及び第二項に規定する権限

十七　法第四十一条第一項及び第二項に規定する権限

十八　法第四十二条第一項及び第二項に規定する権限

十九　法第四十七条第四項に規定する権限

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する

三　前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

四　前項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

五　第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第三条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは「第一条の五第四号の規定による届出については、当該捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。（傷病個体等の譲受け等の届出）

六　第五条第三項の規定による届出（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二　譲受け又は引取りをした個体に係る次に掲げる事項

イ　種名

ロ　生きている個体又は卵の区分

ハ　数量

七　法第三十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

八　法第三十三条第一項（同条第二項及び法第三十三条の十二に規定する権限

九　法第三十五条に規定する権限

十　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十一　法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

十二　法第三十五条に規定する権限

十三　法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

十四　法第三十八条第四項第三号に規定する権限

十五　法第三十九条第一項から第五項までに規定する権限

十六　法第四十条第一項及び第二項に規定する権限

十七　法第四十一条第一項及び第二項に規定する権限

十八　法第四十二条第一項及び第二項に規定する権限

十九　法第四十七条第四項に規定する権限

二十　法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十八条の十一第一項に規定する

二十一 法第四十九条に規定する権限	二十三 法第五十四条第二項及び第三項に規定する権限（希少野生動植物の個体の譲渡し等に係るもの）
二十四 第一条の五第二号及び第四号に規定する権限	二十五 第三条第九項から第十一項までに規定する権限（第三条第三号トに規定する権限）
二十六 第二十五条第三号トに規定する権限	二十七 第四十九条第一項に規定する権限
二十八 第五十条第一項第一号イ、ハ、ニ及びホ（1）、第二号ロ及びハ（4）並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限	二十九 第五十条第一項第一号イ、ハ、ニ及びホ（1）、第二号ロ及びハ（4）並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限

（施行期日）	附 則 抄
第一条 この府令は、法の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。	附 則（平成七年二月八日總理府令第一号）
この府令は、平成七年二月十六日から施行する。	附 則（平成二十二年七月一四日總理府令第一号）
この府令は、平成七年六月一四日總理府令第三〇号）抄	附 則（平成二十二年八月一四日總理府令第一七号）
この府令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第五十二号）の施行の日（平成七年六月二十八日）から施行する。	附 則（平成二十三年四月二七日環境省令第一七号）
附 則（平成七年一一月三〇日總理府令第五五号）	附 則（平成二十三年六月二九日環境省令第二五号）
この府令は、平成七年十二月一日から施行する。	附 則（平成一四年三月二九日環境省令第一一号）
この府令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する政令（平成十年政令第六十九号）の施行の日（平成十一年三月十八日）から施行する。	附 則（平成一四年六月二七日環境省令第一七号）
附 則（平成一一年三月一五日總理府令第二二号）抄	附 則（平成一四年六月二七日環境省令第一七号）
この府令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第六十九号）の施行の日（平成十七年三月十八日）から施行する。	附 則（平成一五年三月三一一日環境省令第一三号）
（施行期日）	附 則（平成一六年三月二六日環境省令第一五号）
第一条 この府令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。	附 則（平成一六年三月二六日環境省令第一三号）
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。	附 則（平成一七年三月四日環境省令第一八号）抄
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。	附 則（平成一五年三月三一一日環境省令第一三号）
（施行期日）	附 則（平成一五年三月三一一日環境省令第一三号）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。	附 則（平成一七年三月二九日環境省令第一八号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）

（施行期日）	附 則 抄
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
この省令は、平成十七年七月十九日から施行する。	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
（施行期日）	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
この省令は、平成十七年七月十九日から施行する。	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
（施行期日）	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
この省令は、平成十七年七月十九日から施行する。	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
（施行期日）	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
この省令は、平成十七年七月十九日から施行する。	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
（施行期日）	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	附 則（平成一七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号）抄
この省令は、平成十七年七月十九日から施行する。	附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）

（施行期日）	附 則 抄
第一条 この省令は、法の施行の日前に第十条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置	第三条 この省令の施行前に法令の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等）の一部を改正する法律の施行の日前にその手続がされていないものについて、これを、当該法令の規定により地方法令の規定により方環境事務所長に対して報告、届出その他手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。
第五条 この府令の施行の日前に第十条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置	第一条 この省令は、法の施行前に法令の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等）の一部を改正する法律の施行の日前にその手續がされていないものについて、これを、当該法令の規定により方環境事務所長に対して報告、届出その他手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。
（施行期日）	第一条 この省令は、法の施行前に法令の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等）の一部を改正する法律の施行の日前にその手續がされていないものについて、これを、当該法令の規定により方環境事務所長に対して報告、届出その他手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。
第一条 この省令は、法の施行前に法令の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等）の一部を改正する法律の施行の日前にその手續がされていないものについて、これを、当該法令の規定により方環境事務所長に対して報告、届出その他手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。	第一条 この省令は、法の施行前に法令の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等）の一部を改正する法律の施行の日前にその手續がされていないものについて、これを、当該法令の規定により方環境事務所長に対して報告、届出その他手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改定後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 则 (平成一九年九月二八日環境省令(平成二五号))

この省令は、郵政民営化法の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

附 则 (平成二〇年三月二六日環境省令(第三号))

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 则 (平成二〇年六月一八日環境省令(第八号))

この省令は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二三年六月二九日環境省令(第一号))

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年六月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 放送法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十五号）附則第七条の規定により有線放送電話に関する法律の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が行う同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係る第条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第一条の二第四号ラの規定の適用については、なお従前の例による。

附 则 (平成二三年一〇月三一日環境省令(第二十九号))

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年九月二八日環境省令
第二九号）

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日環境省令
第一一号）

この省令は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十五年農林水産省令第五号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日環境省令
第一七号）

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附 則（平成二六年六月一一日環境省令
第二一号）

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。

附 則（平成二六年七月一四日環境省令
第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月二〇日環境省令
第三号）抄
(施行期日)

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附 則（平成二七年一一月二六日環境省令
第一号）

この省令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日環境省令
令第三六号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年一二月二八日環境省令
令第二七号）

この省令は、平成二十九年一月二日から施行する。

附 則（平成二九年三月二九日環境省令第四号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年四月三日環境省令第八号）

（施行期日）

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により同法の施行の日に登録を受けたものとのみなされた個体等（この省令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下この項において「改正省令」という。）第十一項第三項各号に掲げる種の生きている個体であつて、個体識別措置が講じられていないものに限る。）については、その登録の更新を受けるまでの間は、改正省令第十一項第七項第二号へ、同条第九項第二号二及び同条第十項第二号へ、第十二条の二第一項第二号へ並びに第十二条第一項第二号への規定は、適用しない。

附 則（令和元年一月一九日環境省令第三号）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和二年一月一九日環境省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月一一日環境省令第二七号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日環境省令）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月一六日環境省令第
一号）
この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年二月二十三日）から施行する。

附 則（令和五年三月三一日環境省令第
七号）
この省令は、博物館法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二二日環境省令第
九号）
この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月一日環境省令第一
七号）抄
(施行期日)
(経過措置)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1（第3条関係）（ア）被許可人・登記権利者・本件権利の状況

（表）

国内少額会員種別被許可登録等の可否 （契約区分）	
開 業 年 月 日	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
保 険 大 臣 印	
社 名 （本店及び代表事務所の名称）	
地 域 （都道府県、その他の 及び地名）	
資 本 金	
目 的	
区 域	
力 法	
事 業	

（表）

被
許
可
登
録
事
項

1. 被許可登録は、被許可の範囲に必ず実施しなければならない。
2. 被許可登録は、その能力を失った日から6ヶ月以内に、これを被許可人に送達しなければならない。

被 許 可 登 録 事 項	被許可登録の数量	本 業 の 概 要

備考：許可登録の算出の大きさは、日本標準規格A6とします。

様式第2（第3条関係）（ア）被許可人・登記権利者・本件権利の状況

（表）

国内少額会員種別被許可登録等の可否 （契約区分）	
開 業 年 月 日	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
保 険 大 臣 印	
社 名 （本店及び代表事務所の名称）	
地 域 （都道府県、その他の 及び地名）	
資 本 金	
目 的	
区 域	
力 法	
事 業	

（表）

被
許
可
登
録
事
項

1. 被許可登録は、被許可の範囲に必ず実施しなければならない。
2. 被許可登録は、その能力を失った日から6ヶ月以内に、これを被許可人に送達しなければならない。

目 的	
区 域	
力 法	
事 業	

備考：登録用紙の算出の大きさは、日本標準規格A6とします。

被験者名 (漢字表記) (例) 田中一郎 (姓)(名) (性別)(年齢)	
(※)	
園芸専門生動植物栽培実習	
(園芸・製作の方法・植物の育成・園芸の収益)	
被験者登録番号	
一 号	
被験者登録番号	姓 名
	区分又は名前
被験者登録番号	年 月 日
	性別 (男女性別)
被験者登録番号に沿 用する被験者登録番号	
第 1 順 序 年 月 日	
有効期間の満了の日	
備 考	
(答) 年 月 日 受付	
被験者登録番号	
(被験者登録番号)	

(四) 次の問題に答えてください。

1. おおむね、日本では、年間の平均気温は、どの程度ですか。
A. 15度 B. 18度 C. 20度 D. 22度
2. おおむね、日本では、年間の平均降水量は、どの程度ですか。
A. 1000mm B. 1500mm C. 2000mm D. 2500mm
3. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
4. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
5. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
6. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
7. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
8. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
9. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量
10. おおむね、日本の年間平均気温と年間平均降水量を比較して、どちらが大きいですか。
A. 年間平均気温 B. 年間平均降水量

10 並びに保有する資本等のうち有効期間があるものについては、登録料を算出し
て提出しておき、その受け取った場合は、その期間を経過して、その効力を失う。
なお、登録の申請は、当該登録の有効期間の満了日から6ヶ月以内に
行なわなければならない。

備考

- 1 創業、倒産・会社更生、合併の各事由及び個体の登録の場合は該
する項目を選択する。
- 2 再承認された登録について、備考欄にその旨を記載する。
- 3 営利・非営利・又は同種の生業を行なう個体及び個人の登記品目並
に全ての登録の原簿や複数の登録の原簿は、原本を手交する。
- 4 登録料の月額の支払方法は、年額一括支払とし、場合はシグマメー
ト支払とする。